

## 4 悪臭

### 4.1 調査

#### 1) 調査項目

調査項目は表 10.4.1-1 に示すとおりである。

表 10.4.1-1 調査項目

調査項目	
悪臭の状況	・臭気指数(臭気濃度)及び特定悪臭物質(22項目)の濃度等の状況
気象の状況	・風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温・湿度
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価 に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び 住宅の分布状況

#### 2) 調査方法

##### (1) 既存資料調査

既存資料調査は、表 10.4.1-2 に示す資料について収集、整理した。

表 10.4.1-2 調査方法(既存資料調査)

調査項目	収集資料
気象 ・風向、風速 ・大気安定度 (日射量、放射収支量)	下記資料等を調査するとともに、現地調査を実施した期間が気象的に異常でなかったかを確認した(「1 大気質」と同様)。 ・地域気象観測所(アメダス)の1時間値 ・最寄りの気象観測地点での統計値 <調査地点> ・アメダスさいたま(気温、降水量、風向、風速) ・上尾市消防本部東消防署(気温、降水量、風向、風速) (p.3-58 図3.2.1-1 参照)
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす 地形・地物の状況	・地形:地理院地図 / GSI Maps   国土地理院 ・地物:現地踏査による。
その他の関連事項 ・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境保全 についての配慮が特に必要な 施設及び住宅の分布状況	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握した。

## (2) 現地調査

現地調査は、表 10.4.1-3 に示す方法により実施した。

また、調査地点は表 10.4.1-4、図 10.4.1-1 に示すとおりである。

表 10.4.1-3 調査方法（現地調査）

区分	調査項目	調査方法	調査年月日
悪臭の状況	特定悪臭物質 <sup>注</sup> 22 項目	特定悪臭物質濃度：「特定悪臭物質の測定方法」（昭和 47 年環告示第 9 号）	冬季：令和 7 年 1 月 8 日（水） ：令和 7 年 1 月 9 日（木）
	臭気指数 （臭気濃度）	臭気指数：「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年環告示第 63 号）	夏季：令和 7 年 7 月 18 日（金）

注：特定悪臭物質（対象事業実施区域でのみ調査を実施）

アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸





悪臭調査状況

表 10.4.1-4 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
悪臭の状況	0-1 （風上）	対象事業実施区域敷地境界 （調査当日の風向に応じて調査地点を移動した）	特定悪臭物質 （22 物質） 臭気指数	対象事業実施区域の悪臭の状況を把握する地点として、敷地境界の風上にあたる地点を選定した。
	0-1 （風下）			対象事業実施区域の悪臭の状況を把握する地点として、敷地境界の風下にあたる地点を選定した。
	0-2	対象事業実施区域の北側住宅地（伊奈町：下宿児童公園付近）	臭気指数	対象事業実施区域の北側の住宅地となる地点として選定した。
	0-3	対象事業実施区域の東側住宅地（伊奈町：中部公園付近）		対象事業実施区域の東側の住宅地となる地点として選定した。
	0-4	対象事業実施区域の南側住宅地（上尾市：共同福祉施設イコス上尾付近）		対象事業実施区域の南側の住宅地となる地点として選定した。
	0-5	対象事業実施区域の西側住宅地（上尾市：上平公園 東口駐車場付近）		対象事業実施区域の西側の住宅地となる地点として選定した。



凡例

 : 対象事業実施区域     : 市町界

 : 悪臭調査地点



S = 1:25,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図10.4.1-1 悪臭調査地点

### 3) 調査結果

#### (1) 悪臭の状況

調査結果を表 10. 4. 1-5 に示す。

すべての地点で特定悪臭物質 22 物質が定量下限値未満、臭気指数についても 10 未満であり規制基準値を下回っていた。なお、試料採取時に特徴的な臭気は認められなかった。

表 10. 4. 1-5(1/2) 調査結果(冬季)

項目	単位	0-1 対象事業実施 区域(風上)	0-1 対象事業実施 区域(風下)	0-2 伊奈町：下宿児 童公園	0-3 伊奈町：中部公 園	0-4 上尾市： 共同福祉施設イ コス上尾	0-5 上尾市： 上平公園 東口 駐車場	規制基準 B区域	規制基準 A区域	
調査日	—	令和7年1月9日(木)			令和7年1月8日(水)				—	—
試料採取時間	—	15:00~15:20	15:30~15:50	15:00~15:20	15:00~15:20	13:50~14:10	14:20~14:40	—	—	
天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	晴	—	—	
気温	℃	11.5	12.0	10.2	10.0	9.8	9.7	—	—	
湿度	%	36	33	27	29	30	29	—	—	
風向	—	NNW	NNW	—	—	NNW	—	—	—	
風速	m/s	2.0	2.0	calm	calm	0.5	calm	—	—	
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	—	—	—	—	1	1	
メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	0.002	0.002	
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	—	—	—	—	0.02	0.02	
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	—	—	—	—	0.01	0.01	
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	—	—	—	—	0.009	0.009	
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	—	—	—	—	0.005	0.005	
アセトアルデヒド*	ppm	<0.005	<0.005	—	—	—	—	0.05	0.05	
プロピオンアルデヒド*	ppm	<0.005	<0.005	—	—	—	—	0.05	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド*	ppm	<0.0009	<0.0009	—	—	—	—	0.009	0.009	
イソブチルアルデヒド*	ppm	<0.002	<0.002	—	—	—	—	0.02	0.02	
ノルマルヘキシルアルデヒド*	ppm	<0.0009	<0.0009	—	—	—	—	0.009	0.009	
イソヘキシルアルデヒド*	ppm	<0.0003	<0.0003	—	—	—	—	0.003	0.003	
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	—	—	—	—	0.9	0.9	
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	—	—	—	—	3	3	
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	—	—	—	—	1	1	
トルエン	ppm	<1	<1	—	—	—	—	10	10	
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	—	—	—	—	0.4	0.4	
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	—	—	—	—	1	1	
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	—	—	—	—	0.07	0.03	
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	0.002	0.001	
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	—	—	—	—	0.002	0.0009	
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	0.004	0.001	
臭気指数	—	<10	<10	<10	<10	<10	<10	18	15	
区域区分	—	B区域	B区域	A区域	A区域	A区域	B区域	—	—	

注：1) 風上 北側敷地境界付近、風下 南側敷地境界付近で調査を実施した。

2) 上尾市は特定悪臭物質による規制、伊奈町は臭気指数による規制が適用されている。

3) “<”は定量下限値未満を示す。

表 10.4.1-5(2/2) 調査結果(夏季)

項目	単位	0-1 対象事業実施 区域(風上)	0-1 対象事業実施 区域(風下)	0-2 伊奈町：下宿児 童公園	0-3 伊奈町：中部公 園	0-4 上尾市： 共同福祉施設イ コス上尾	0-5 上尾市： 上平公園 東口 駐車場	規制基準 B区域	規制基準 A区域
調査日	—	令和7年7月18日(金)						—	—
試料採取時間	—	11:00~11:20	11:30~11:50	10:20~10:30	10:35~10:45	10:45~10:55	10:00~10:10	—	—
天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	晴	—	—
気温	℃	32.2	34.8	32.1	33.2	33.2	32.1	—	—
湿度	%	55	53	56	52	50	57	—	—
風向	—	S	S	SW	SW	SW	E	—	—
風速	m/s	4.4	3.5	2.6	2.8	3.0	1.3	—	—
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	—	—	—	—	1	1
メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	0.002	0.002
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	—	—	—	—	0.02	0.02
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	—	—	—	—	0.01	0.01
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	—	—	—	—	0.009	0.009
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	—	—	—	—	0.005	0.005
アセトアルデヒド*	ppm	<0.005	<0.005	—	—	—	—	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド*	ppm	<0.005	<0.005	—	—	—	—	0.05	0.05
ノルマルブチルアルデヒド*	ppm	<0.0009	<0.0009	—	—	—	—	0.009	0.009
イソブチルアルデヒド*	ppm	<0.002	<0.002	—	—	—	—	0.02	0.02
ノルマルペンチルアルデヒド*	ppm	<0.0009	<0.0009	—	—	—	—	0.009	0.009
イソペンチルアルデヒド*	ppm	<0.0003	<0.0003	—	—	—	—	0.003	0.003
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	—	—	—	—	0.9	0.9
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	—	—	—	—	3	3
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	—	—	—	—	1	1
トルエン	ppm	<1	<1	—	—	—	—	10	10
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	—	—	—	—	0.4	0.4
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	—	—	—	—	1	1
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	—	—	—	—	0.07	0.03
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	—	—	—	—	0.002	0.0009
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	0.004	0.001
臭気指数	—	<10	<10	<10	<10	<10	<10	18	15
区域区分	—	B区域	B区域	A区域	A区域	A区域	B区域	—	—

注：1)風上 北側敷地境界付近、風下 南側敷地境界付近で調査を実施した。

2)上尾市は特定悪臭物質による規制、伊奈町は臭気指数による規制が適用されている。

3)“<”は定量下限値未満を示す。

## (2) 気象

気象の状況に関する調査は、「1 大気質 1.1 調査 3) 調査結果 (2) 地上気象」(p. 10. 1-28 参照) に示したとおりである。

## (3) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況に関する調査は、「1 大気質 1.1 調査 3) 調査結果 (5) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況」(p. 10. 1-37 参照) に示したとおりである。

## (4) その他の予測・評価に必要な事項

### ① 既存の発生源の状況

対象事業実施区域は農用地となっており、周辺にも農用地が広がっている。北側及び東側の敷地境界の一部において、民家と接している。これらの土地利用となっている範囲には、悪臭の発生源は見られない。なお、対象事業実施区域の北北東側に位置する伊奈町クリーンセンターは発生源として考えられるが約 2.4km の距離がある。

### ② 学校、病院、その他の環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

環境保全の配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況に関する調査は、「1 大気質 1.1 調査 3) 調査結果 (5) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況」(p. 10. 1-37 参照) に示したとおりである。

## 4.2 予測

### 1) 施設の稼働（煙突排出ガス、休炉時の脱臭設備排出口からの排出ガス）

#### (1) 予測内容

煙突排出ガス、休炉時の脱臭設備排出口から排出ガスによる臭気（特定悪臭物質及び臭気指数）の変化の程度を予測した。

#### (2) 予測方法等

##### ① 予測手順

煙突排出ガスの臭気の影響については、前掲「1 大気質 1.2 予測 1) 建設機械の稼働（二酸化窒素）(2) 予測方法等」において用いた大気拡散式（プルーム式・パフ 式）を用いて、臭気濃度の拡散計算を実施した。

##### ② 予測式

###### ア 拡散式

###### ア) プルーム式（有風時：風速 $\geq 1\text{m/s}$ ）

排出ガスによる臭気の予測方法は、悪臭の臭気指数を設定し、p. 10. 1-39 にも示した大気の拡散原理を利用して、風速  $1.0\text{m/s}$  以上（有風時）の場合のプルームモデルの基本式(式 10. 1. 2-1) で  $y=z=0$  とした次式を用いて定量的に予測した。

$$C(x,0,0) = \frac{q}{\pi\sigma_y\sigma_z u} \cdot \exp\left(-\frac{He^2}{2\sigma_z^2}\right)$$

ただし、 $\sigma_y$ の値は、評価時間に応じて次式により修正した。

$$\sigma_y = \sigma_{yP} (t / t_P)^r$$

ここで、 $t$ ：評価時間（60min）

$t_P$ ：パスキル・ギフォード図の評価時間（3min）

$\sigma_y$ ：評価時間  $t$  に対する水平方向の煙の拡がり幅（m）

$\sigma_{yP}$ ：パスキル・ギフォード図から求めた水平方向の煙の拡がり幅（m）

$r$ ：べき指数（0.2～0.5）（ここでは、安全側の見知から 0.2 を採用（廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(平成 18 年 9 月 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部)）。

イ) 評価時間の補正

水平方向の拡散幅 ( $\sigma_y$ ) は、Pasquill-Gifford 図から評価時間による補正を行う必要があり、「悪臭防止対策の今後のあり方について（第二次答申）」（平成 9 年 11 月 21 日 中環審第 121 号）において適当とされている 30 秒を評価時間とした。また、時間希釈係数については、国において、現地拡散実験の結果から臭気拡散に使用するものとしては安全側の設定になると結論された 0.7（時間比のべき指数）を用いた。拡散幅の補正は次式のとおりである。

$$\sigma_{y1} = \sigma_{y2} (T_1 / T_2)^p$$

ここで、 $\sigma_{y1}$ ：時間  $T_1$ （30 秒）における臭気の水平方向の拡散幅

$\sigma_{y2}$ ：時間  $T_2$ （3 分）における臭気の水平方向の拡散幅

$p$ ：0.7

出典：「気体排出口における臭気指数規制基準算定方法の考え方について」  
（平成 11 年 3 月 環境庁大気保全局大気生活環境室）

③ 予測地域及び予測地点

予測範囲は対象事業実施区域及びその周辺とした。

④ 予測対象時期等

施設の稼働が定常の状態となる時期とした。

⑤ 予測条件の設定

ア 発生源条件

排出ガスの発生源条件は、表 10.4.2-1 に示すとおりとした。

表 10.4.2-1(1/2) 排出源の項目と諸元（煙突排出ガス）

項目		諸元
煙突実体高	(m)	59
煙突口径	(m)	0.65
炉数	(炉)	2
排出ガス（湿り）	( $m^3N/h$ )	28,400
排出ガス（乾き）	( $m^3N/h$ )	22,200
排ガス温度	( $^{\circ}C$ )	165
臭気濃度	—	8,000

注：排出ガス量は大気質予測（短期高濃度予測）で用いた条件より設定した。

臭気濃度は公害防止基準値を踏まえ設定した。

表 10. 4. 2-1(2/2) 排出源の項目と諸元 (休炉時の脱臭装置出口からの排出ガス)

項目		諸元
排出口高	(m)	21
排出口径	(m)	0.90
排出ガス	(m <sup>3</sup> N/h)	19,600
排ガス温度	(℃)	20
臭気濃度	—	300

注：発生源条件はメーカー資料を参考に設定した。

#### イ 気象条件

地上の臭気の濃度が最も高くなると予測される気象条件とするため、「大気質」における計画施設稼働時の1時間値予測で得られた気象条件と同様の風速 1.0m/s、大気安定度 A とした (p10. 1-84 参照)。

#### ウ 現況臭気濃度

対象事業実施区域周辺における現況の臭気濃度は表 10. 4. 1-5 に示すとおりであり、すべての調査地点で 10 未満であった。また、調査時においても臭気を感じることはなかったことから、排出ガスによる臭気濃度 (臭気指数) の予測に際しては、現況臭気濃度は考慮しないこととした。

### (3) 予測結果

煙突排出ガス及び休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスによる影響について予測した結果を、表 10.4.2-2 に示す。

煙突排出ガスについて、最大着地臭気濃度は風下 550m 付近に出現し、臭気指数は 10 未満（臭気濃度は 10 未満）となった。

休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスについて、最大着地臭気濃度は風下 180m 付近に出現し、臭気指数は 10 未満（臭気濃度は 10 未満）となった。

なお、表 10.4.2-3 のとおり臭気指数 10 は臭気強度 2.5 に相当する。また、臭気強度と特定悪臭物質濃度の関係は表 10.4.2-4 のとおりであることから、上尾市で適用される悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」についても下回るものとする。

表 10.4.2-2 (1/2) 予測結果（煙突排出ガス）

予測条件		予測結果（最大着地濃度地点）		
大気安定度	風速 (m/s)	臭気濃度	臭気指数	煙突からの距離 (m)
A	1.0	<10	<10	550

表 10.4.2-2 (2/2) 予測結果（休炉時の脱臭装置出口からの排出ガス）

予測条件		予測結果（最大着地濃度地点）		
大気安定度	風速 (m/s)	臭気濃度	臭気指数	脱臭装置出口からの距離 (m)
A	1.0	<10	<10	180

表 10.4.2-3 臭気強度と臭気指数の関係

臭気強度	臭気指数の範囲
2.5	10～15
3.0	12～18
3.5	14～21

出典：「ハンドブック悪臭防止法（六訂版）」（公益社団法人におい・かおり環境協会，平成 24 年）

表 10.4.2-4 臭気強度と特定悪臭物質濃度の関係

単位: ppm

臭気強度 特定悪臭物質	1	2	2.5	3	3.5	4	5
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2×10
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレールアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレールアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 <sup>3</sup>
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 <sup>2</sup>
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
トルエン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 <sup>2</sup>	7×10 <sup>2</sup>
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

注：太枠で示した箇所は、対象事業実施区域に適用される悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」を示す。

出典：「ハンドブック悪臭防止法（六訂版）」（公益社団法人におい・かおり環境協会編集，平成24年）

## 2) 施設の稼働（施設からの臭気の漏洩）

### (1) 予測内容

施設からの臭気の漏洩による臭気（特定悪臭物質及び臭気指数）の変化の程度を予測した。

### (2) 予測方法等

#### ① 予測手順

施設から漏洩する臭気の影響について、施設計画を基に定性的に予測した。

#### ② 予測地域及び予測地点

予測範囲は対象事業実施区域及びその周辺とした。

#### ③ 予測対象時期等

施設の稼働が定常の状態となる時期とした。

### (3) 予測結果

計画施設のプラットホーム出入り口にはエアカーテンを設置して、臭気の漏洩を防止する。

ごみピットは、外部との開口部分を必要最小限とするため投入扉を設置して悪臭の漏洩を防止し、また、ごみピットから発生する臭気については、燃焼空気としてピット内から吸引することにより、ピット内を負圧に保ち臭気が外部に漏れることを防止する。吸引した臭気については、炉内のごみの燃焼とともに酸化分解する。また、休炉時には脱臭装置により臭気を処理する。

以上のことから、施設から漏洩する臭気による環境への影響は小さいものと予測される。

### 4.3 評価

#### 1) 評価方法

評価は、悪臭の影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているものであるか否について見解を明らかにし、かつ、国、県等による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標が示されている場合は、この基準又は目標と予測結果との整合性について検討した。

環境保全目標は、「周辺住民の日常生活に支障を生じさせないこと。」を前提とし、表 10.4.3-1 に示す目標と比較した。

表 10.4.3-1 悪臭に係る環境保全目標

段階	項目	環境保全目標
存在・供用時	施設の稼働	悪臭防止法に基づく敷地境界線における臭気指数に係る規制基準（臭気指数：18）とする。

#### 2) 環境の保全のための措置

悪臭の影響を低減させるため、環境の保全のための措置として以下の事項を実施する。

##### (1) 存在・供用時

表 10.4.3-2 環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働（煙突排出ガス）	設計時の配慮	・ピット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み、ごみの燃焼とともに酸化分解する。	○	○	
施設の稼働（休炉時の脱臭設備排出口からの排出ガス）	設計時の配慮	・可燃物処理施設の休炉時には、ピット内の臭気が外部に拡散しないように、負圧に保つとともに脱臭装置を設置する。	○	○	
施設の稼働（施設からの臭気の漏洩）	設計時の配慮	・プラットホーム出入口扉及びエアカーテンを設置して、臭気の漏洩を防止する。	○	○	
		・可燃物処理施設では、ピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れることを防止する。	○	○	
		・不燃・粗大ごみ処理施設では、集じん後の排気は、全量脱臭装置を通し脱臭後建屋外へ排気する。	○	○	
	適切な運転管理	・設備の日常点検や定期点検を実施し、機能維持を図る。	○	○	

### 3) 評価の結果

#### (1) 存在・供用時

##### ① 施設の稼働（煙突排出ガス、休炉時の脱臭設備排出口からの排出ガス）

###### ア 回避・低減の観点

計画施設では、煙突排出ガスは炉内のごみの燃焼とともに酸化分解し、無臭化する計画であることから、悪臭の影響は低減される。また、休炉時には脱臭装置により臭気を処理する。設備は日常点検等の実施により装置の作動を良好な状態に保つ計画であり、悪臭の影響は低減される。したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。

###### イ 基準、目標等との整合の観点

予測結果と環境保全目標を表 10. 4. 3-3 にあわせて示す。

煙突排出ガスについて、予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても臭気の最大着地濃度は煙突より風下 550m で臭気指数は 10 未満と予測され、環境保全目標（臭気指数 18、敷地境界線における臭気指数に係る規制基準）を下回った。

また、休炉時の脱臭設備排出口からの排出ガスについて、予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても臭気の最大着地濃度は脱臭装置出口より風下 180m で臭気指数は 10 未満と予測され、環境保全目標（臭気指数 18、敷地境界線における臭気指数に係る規制基準）を下回った。

以上より、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。

表 10. 4. 3-3(1/2) 評価の結果（煙突排出ガス）

項目	予測結果 (最大着地濃度地点)	環境保全目標
臭気指数	<10	18

注：臭気指数 10 は臭気強度 2.5 に相当することから、上尾市で適用される悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」についても下回るものとする。

表 10. 4. 3-3(2/2) 評価の結果（休炉時の脱臭装置出口からの排出ガス）

項目	予測結果 (最大着地濃度地点)	環境保全目標
臭気指数	<10	18

注：臭気指数 10 は臭気強度 2.5 に相当することから、上尾市で適用される悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」についても下回るものとする。

##### ② 施設の稼働（施設からの臭気の漏洩）

###### ア 回避・低減の観点

予測結果に示したように、悪臭の漏洩防止対策の実施、徹底を図る計画であることから、悪臭の影響は低減される。したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。

###### イ 基準、目標等との整合の観点

計画施設からの悪臭漏洩を防止するため、プラットホーム出入口へのエアカーテンの設置、ごみピットへの投入扉の設置、ピットから発生する臭気の燃焼、分解処理などの環境保全措置を実施することから、環境保全目標（臭気指数 18、敷地境界線における臭気指数に係る規制基準）を下回るものと予測されることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。